

## 平成29年度 第2回 就労支援専門部会 議事概要

日時：平成29年10月10日（火）

午後3時から

場所：千葉県教育会館304会議室

### 1 開会

### 2 あいさつ（岡田障害福祉事業課長）

### 3 議事

#### （1）報告事項

- ① 平成28年度一般就労状況調査結果について
- ② 指定就労継続支援A型事業所に対する経営状況調査について

（鎌田委員）

資料1だが、平成28年度に利用契約を締結した人なので、うちの事業所の回答では、直Bアセスメント（特別支援学校在学中で、卒業後、B型事業の利用を希望している人に対する就労アセスメント）の人が入っている。調査趣旨だと直Bアセスメントの人は除くべきだと思う。その点を徹底しないと同じように誤解する事業所があるのではないか。

（部会長）

カウントの仕方をご説明願いたい。

（事務局）

従来の方法は、1年間で1回でも利用があった方を実利用者としてカウントしていた。国の示したものでは、4月1日時点の契約者数を分母とするということである。

（部会長）

カウントの取り方をもう一度周知する必要があるかもしれない。

（事務局）

検討したい。

（山口委員）

A型の事業所ですが、最近も新聞に取り上げられている。心配していたとおりの結果になっている。廃業になれば利用者は職を失う。行政指導を強く行うべきと思う。指定申請の厳格な審査、更新申請で更新させないほうが良いと思われる事業者には更新をさせない、そうした行政指導をして行かないと、給付費の関係が来年どうなるかわからないが、給料に充当が出来なくなれば、ますます廃業になる事業所が増えると思う。危機感が足りないと感じる。千葉県障害者就労事業振興センターとA型事業所の協会の活動も含め、就労部

会の中でも緊張感を持って対策とか、そのような事業所を生み出さないことについて、検討する必要があると思う。

(事務局)

A型事業所については、利用者に不利益が及ばないように丁寧に指導していかなければいけないと考えている。千葉県障害者就労事業振興センターとも実地指導の方法について相談をしている。また、来年に向けて、国の職員を呼んで研修会をやりたいと考えている。新規指定や更新を認めないという点については、法律上可能かどうかは検討しなければならない。これまで新規指定については厳しく審査してきたつもりであったが、その結果がこのような状況であるということは反省しなければいけない。今後はより厳しく内容を審査し、利用者に不利益が及ばないようにしなければいけないと考えている。

(部会長)

千葉県は他県に比べると事業所が少ない。厳しく審査してきた結果だとは思っている。

(山口委員)

権利擁護にかかるセーフティネットをどこが担っていくのか、どう行っていくのかということは真剣に考える必要がある。

(與那嶺委員)

調査の中で85%程度が充当しているが、残り15%程度の頑張っている事業所がある。その分析をしているのか。その結果は充当している事業所に役に立つのではないかと。

(事務局)

今回の調査の主な目的は充当の有無を調べるものなので、充当のない事業所がどのような取り組みをしているかについては把握していない。今後、研修会等の場で周知することも踏まえ、好事例の調査をしていければと考えている。

(部会長)

Aネットが立ち上がったので、そことも連携していくのか。

(事務局)

連携していきたい。

(山口委員)

事業者の視点ではなく、利用者の権利擁護を踏まえた対応をしっかりと行うべきである。

(古川委員)

東葛地域のA型事業所に行政の職員と一緒に回らせてもらった。市町村が参加する障害者就業・生活支援センターが行っている地域意見交換会で、地域の状況を知ってもらおうということでA型事業所を回ったのですが、事業所の看板がなかったり、Aネットにも加入してなかったりする。事業所の皆さんは、言葉では参加させてくださいと言うが、結果として参加いただけない状況である。調査結果の充当している理由を見ると、そもそもの認識が甘いという状況である。そのあとの利用者の職を失った場合の対応については、是非、しっかりと取り組まないといけない。

(緒方委員)

指定申請の審査の話があったが、政令市・中核市と県の審査基準が一致していないと思う。今後、指定申請とか、県全体で考えるのであれば、共通の認識があったほうが良いと思っている。

(鈴木委員)

県内の事業所で8月末に解雇という連絡を受けた。愛知県、埼玉県の関係部局と連携して、雇用保険受給者の方もいるので、ハローワークを通じて早めに親御さんも含めて説明会をしている。ハローワークで求人票の情報提供を行った。

(部会長)

多岐にわたるので、厚生労働省の障害関係部署だけでなく、労働部局とも連携して対応することが必要である。今後も注視していく必要があるので、共有できればと思う。

## (2) 審議事項

### ① 第六次千葉県障害者計画の素案について

(高津委員)

「精神障害の方の雇用の義務化」という表現は正しいのか。一般の人にとって、この表現だと、精神障害者を雇用しなければならないと認識される可能性がある。障害者の算定としては、精神障害者を加えた上で雇用率を算定することだと自分は説明している。「精神障害者の雇用義務化」という表現が色々なところに出てくるが、誤解を招きかねない表現だと思う。

79ページの下から2行目、「法定雇用率が引き上げられるとともに精神障害者の雇用が義務付けられる。」と記載されているが、これは誤りです。精神障害者の雇用が義務付けられるために法定雇用率が引き上げられるのです。

最初だけで構わないので、「精神障害者の雇用義務化」の文言が出てきたところで義務化の趣旨を明記しないと混乱する気がする。

(鈴木委員)

表現としてはこのように使っている。実際に精神障害者を雇わなければいけないという意味ではない。

(高津委員)

このメンバーで誤解する人はいないと思う。この計画を見る人のことも考えた上で記載したほうが良いと思う。

(鈴木委員)

厚生労働省で作成したリーフレットがある。県内の2,500程度の事業所に配布しているが、事業所からは「精神障害者を雇わなければいけないのか。」という質問はなかった。

(部会長)

この文言については国に確認しなければいけないと思う。県で表現を変えることによって、精神障害者は対象になっているが、雇わなくても良いというメッセージになっても駄目だと思う。それは本末転倒である。雇うことができるなら雇ってもらいたいというメッセージが込められていると思う。

(高津委員)

79ページの表現はおかしいと思う。

(部会長)

書くとしたら逆ということですね。平成30年4月から精神障害者の雇用義務化に伴い、法定雇用率が引き上げられ、という順番だと良いということですね。

(與那嶺委員)

今の意見は雇う側の立場で話をしている気がする。逆に精神障害の人が、「計画に義務と書いてあるのに何故雇わないのか」と言ったときにどう説明するのかを整理しておかないと、先ほどは雇う側の視点で雇っても雇わなくてもいいという整理をしているが、計画は全ての人が見るのであるから、精神障害の人が、義務と書いてあるのに雇用しないのかと言ってきた時にどう説明するか、整理したほうが良い。

(森委員)

計画を読む一般の方々、相談者の方々がどう受け止めるかという視点を盛り込んで書くほうが丁寧だと思う。

(鎌田委員)

義務化の内容を統一的に伝えていくことが大事だと思う。

(部会長)

企業からの相談とかはあるか。

(長岡委員)

相談はないが、企業側からすると、一般の雇用と同様に自社に合った人材の雇用ということで整理できることだと認識している。

(部会長)

精神障害だから雇用しなかったのではなく、障害者雇用枠の中で適材適所という事で雇用しなかった。

(長岡委員)

業務内容と被雇用者の希望が一致しなかったという整理だと思う。

(部会長)

求人票にこの障害は不可とはできない。実際に面接した中から適性がある人を雇用する。ただ、計画を見た人が誤解することがあるのでイメージを持っておく必要がある。

(古川委員)

精神障害のある人、精神障害者と文言が統一されてない。精神障害のある人が良いと思

う。

(高津委員)

一般就労の促進だけでなく、就労定着がフォーカスされつつあることは認識したほうが良い。タイトルの部分に「障害のある人の一般就労の促進及び定着」というような、就労の促進だけでなく、定着も項目として考えるべきではないか。取組みに就労定着のことが入っているが、何故、就労定着が必要になったのか、文章を入れたほうが良いのではないか。

(事務局)

項目については、部会及び本部会で承認をいただいているので、変更はご容赦いただきたい。現状と課題のところに就労定着が必要になっているという認識を記載することは可能だと思う。

(部会長)

現状と課題のところに、就労定着が課題になっていることが明確に記載されることで良いか。国の方向も同じなので、引用するような形で対応していただきたい。

(事務局)

明記することで対応したい。

(森委員)

80ページの(3)の現状・課題の下から4行目に「精神障害のある人や知的障害のある人」とあるが、これからの支援の方向性として、発達障害を加えると良いのではないか。

(部会長)

国も精神障害と発達障害が並列に記載されている。国と整合をとる形で対応していただきたい。

(山口委員)

79ページに「就労定着支援事業所」とあるが、実際にこのような事業所があるとの誤解を招くのではないか。就労定着支援事業を実施している事業所が良いのではないか。

(部会長)

新たな事業所が立ち上がることは無いと明確になっているので、事務局において修正をお願いします。

(高津委員)

81ページの上から2行目に企業への周知とあるが、周知だけでなく活用していかなければいけない。積極的に企業が活用していくことを期待していると明記してはどうか。

(部会長)

就労定着支援事業の内容が見えてない中で、どう書くかについては検討が必要である。計画の最終的な修正はいつまで可能なのか。

(事務局)

予定では第4回ぐらいまでは部会を開催することになる。修正は可能と思う。

(中村委員)

現場で精神障害の人を数名受け入れている。人それぞれで、言葉尻をとらえて追及してくる人もいれば、丁寧に説明しないと理解できない人もいる。かみ砕いて説明する行政や専門職員がいると同時に、それを受け止める現場職員の育成が必要と感じている。

(部会長)

統一した対応方法や研修の充実などが必要になってくる。

(山口委員)

83、84ページに千葉県障害者就労事業振興センターの役割が出ている。千葉県障害者就労事業振興センターの事業計画とリンクしていないといけない。84ページに実地指導と記載があるが、事業計画にしっかり何をやるかを明記しないと、言葉だけ記載して動きがないではまずいと思う。千葉県障害者就労事業振興センターの職員が本気でやるということを明確にしないと言葉遊びになってしまう。きっちりした整合性が見える形でやっていかないといけない。

(事務局)

農福連携については、昨年度から予算化して千葉県障害者就労事業振興センターで取り組んでいただいている。パンフレットの作成やA型事業所への指導というところについては、今回の問題点を踏まえ、何度か打ち合わせをしており、同じ方向を見て取り組ませていただいていると認識している。来年度以降も引き続き取り組んでいきたいと考えている。

(山口委員)

実地指導における行政と千葉県障害者就労事業振興センターのすみ分けを考えて事業計画に反映しないといけない。

(長岡委員)

A型事業所が問題になっているが、そもそもどの地域にどれだけの障害のある人がいて、これ以上事業所ができて働き手がないという事で仕事が回せないとか、そもそも作る段階で計画が緩かったのか、どんな規制があって、出来そうだったのにダメだったのか、ルールがないので、できそうだと勝手に思ってやってみたら色々な障壁があって出来なかったのか、何が原因でこのようになってしまったのか。

(事務局)

市町村が積み上げているサービスの見込み量がある。それに見合った数のA型事業所の新設を指定しており、現在、見込み量を超えてA型事業所がある状況ではない。利用者があるという前提で指定は行っている。実際に運営してみて、仕事があるのかなのか、利用者さんが事業者の見込み通りに働いていただけるのか、その点は事業所の見込みが甘い部分もあるのではないかと。

(部会長)

利用される方の力とか色々な部分が下がってきているところがある。広げれば利用者はどんどん増える。そうすると今問題はどんどん加速をしていく。それでは困るからまさ

にメスが入ったところである。

(長岡委員)

これからも増えるという事になるのか。

(部会長)

国から指針が出ているのでこのままいくのか、勘案しながら様子を見ていくのか、数が増えて利用者が増えれば良いと評価すると色々な危険性が生じてくると思う。

(部会長)

79ページの⑤であるが、総務部の思いと健康福祉部の思いは一致していると考えて良いか。法改正で言えば、障害者雇用促進という意味と、逆に言えば、合理的配慮をしっかりと提供しますという意味にもとれる。チャレンジドオフィスの文言を外したという事は、精神障害者の雇用の義務化に伴い、そういった方たちも職員として率先して採用していくと私は解釈している。

(事務局)

総務部に確認する。

## (2) 審議事項

### ② 第六次千葉県障害者計画の指標(案)について

(部会長)

指標案の中には国で指定されているものがあると思うが、県の裁量で変更できるものはどれか。

(事務局)

基本的に指針に掲載されている指標は変更できない。障害者基本計画に掲載されている指標については、趣旨を踏まえ、なるべく整合を図ることになる。

(長岡委員)

企業の採用人数については指標があるが、達成企業数の割合がないのは何故か。公的機関は公的機関だからあえて指標にしているのか。

(事務局)

国の指標でも民間企業については障害者数となっているのでご理解いただきたい。

(部会長)

公的機関は達成割合で国の計画には載っているのか。

(事務局)

載っている。

(部会長)

つまり国と整合をとっているという事で良いか。

(森委員)

就労定着支援の利用者だが、事業という文言が入っていないが、この利用者は事業の利用者なのか、事業に限定しない、いわゆる定着支援として広くとらえた利用者となるのか。

(事務局)

国もこのような表現をしている。詳細は不明であるが、実際のカウントの仕方については、今後示されると思う。

(森委員)

就労定着支援事業については、福祉事業所を利用した人の定着ということで、特別支援学校やハローワークは含まれない。これまではジョブコーチが指標に含まれていたが、それも含めての利用者なのか。

(部会長)

おそらく事業の利用者でないとカウントできないのではないかと。

(與那嶺委員)

本文にA型事業所のことが記載されているが、指標にA型事業所のことが載っていない。整合性に欠けるのではないかと。

(阿部委員)

A型事業所については、基本的に最低賃金をクリアすることが条件だから、B型のようには指標になっていないのかもしれませんが、実態としては最低賃金の除外を受けているところもあるので、最低賃金が前提だから指標にしないということは違うと思う。職場定着率だが、国の指針なので8割は動かせないと思うが、千葉県の実態として8割はハードルが高いのか。

(部会長)

障害者就業・生活支援センターで78%ぐらいだと思う。千葉県障害者職業センターで80数%だと思う。

(阿部委員)

明確ではないが、定着支援事業は利用期限があつて、その後は障害者就業・生活支援センターに引き継ぐという話があつたと思う。きちんと実態を承知しておくべきと思う。

(部会長)

計画に載ればそれに対する評価がある。そこも意識しながら進める必要がある。就労定着支援事業については内容が決まっていないので、今後も注視していく必要がある。

(古川委員)

障害者就業・生活支援センターの登録者の就職件数を指標にする方向だが、件数のカウントの仕方について、協議会の中でもバラツキがある。カウントの基準が大事になってくる。障害者就業・生活支援センターに登録していて就労移行支援事業所を利用している。障害者就業・生活支援センターは支援していないが、登録しているので就職したら数に数えるのか。支援をしたから件数として上げるのか。この辺が統一されていないところがあ

る。障害者就業・生活支援センターでカウント方法を決める必要があるのか。

(部会長)

ダブルスタンダードにはできない。県の数字と国の数字と整合性が取れないと駄目である。間違いなく国の方で定めた就職件数としなければならない。そこで問題になっているのが、国から明確な指針が出ていない。これは連絡協議会として厚労省と意見交換しなければならない。これは全都道府県で指標となるのか。千葉県独自なのか。

(事務局)

国の基本計画に載っている指標なので、載せる県と載せない県がありうるとは思われる。

(部会長)

載せない県があるのか。

(事務局)

あり得ると思う。実際、調査したことはない。

(部会長)

古川委員の懸念を踏まえると、この数字を載せることが当たり前になると、定着という言葉があったが、ウエイトとしては定着の方が大きいのは確かなので、就職件数の指標を載せることは慎重に検討してもいいのかもしれない。

(山口委員)

障害者就業・生活支援センターの役割として、それこそ電話一本だけで、繋がりが無いのに就職したから件数にカウントするということが自体がおかしい。その辺は協議会でしっかりと基準を決めないといけないのではないかと。そうでないと利用者を置き去りにしている。

(部会長)

全国の協議会の問題でもある。

(山口委員)

わかるが、それは事業者の理屈である。利用者から見れば、本当に障害者就業・生活支援センターが機能しているかの指標である。全国の協議会ができないのであれば、千葉県独自で決めるべき。そうすれば各圏域の障害者就業・生活支援センターの実力が見えてくる。利用者が抜けていて、事業者の都合になっている。それは違うのではないかと。

(部会長)

千葉県の協議会はその点を真面目にやろうと話し合っている。一方で障害者就業・生活支援センターの事業評価が全国一斉に行われていて、評価に応じて将来の予算の分配を決めていくことになっている。

(山口委員)

9番、10番の指標の「誘導する」という言い回しは分かりにくい。

(部会長)

この指標の役割の担い手はどこか。誘導するという事は誘導した者がいる。

(事務局)

おそらく福祉施設職員という事になる。

(部会長)

福祉施設の役割ということの意思表示であり、そのための指標ということになる。

(事務局)

この数をどのように調査するののかとの質問に対し、国では福祉施設に照会をしなさいと言っているのです、そういうことになるのではないかと。

(森委員)

職場定着率の具体的な数値はどうなるのか。

(事務局)

具体的な数値については、本日、指標が項目としてご承認いただければ、次回、お示ししたい。

(部会長)

障害者就業・生活支援センターの登録者の定着率というのは、国に提出しているものを使うという事で良いか。

(事務局)

その予定である。

(森委員)

職場定着のとらえ方で、いわゆるキャリアアップで転職した人を含めるのかとか、その辺はどうなのか。

(事務局)

国に確認しているが、国の方でもそういった議論があることは認識しているとのことであった。今後、何らかの形で示されると考えている。

(部会長)

キャリアアップの離職は含まないとなっていた。ただ、どうやって判断するのが難しい。

(部会長)

企業支援員の支援企業数だが、企業に訪問したらいいのか、雇用相談から就職までつながったものがあるのか。

(事務局)

話を聞いていてご指摘はごもっともだと思う。支援企業数に変えたのは、国でも同じような事業をやることになったので、その重複を避けるためにも、配置人数は達成したので削除した。そこから先、何を狙っていかなければいけないのかとなった場合に、本当のところを探って取りに行けなければいけないが、正直そこまで煮詰めきれてないのが本音である。力の入れ方はまちまちと言って良いのか、ちょっと背中を押すだけで就職できる人もいれば、こってりとやらなければいけない人もいますので、どこを中間値として、こう

いった人であればカウントしていい、こういった場合はご遠慮くださいというところをこの段階でお示しするのは至難の業だというのが私の気持ちです。

(古川委員)

第五次計画を作るときに就職件数は目標としていなかったか。

(事務局)

目標にはしていない。報告書という形で実績はもらってはいるが、目標数とはしていないと思う。

(金子委員)

研修の中で経理的なものについてもやっていけるといいのではないか。

(部会長)

福祉の視点だけでなく、企業支援の視点からA型事業所を見ていくべきというご意見だったと思う。

(金子委員)

障害のある人の人数が45.5人というのは、障害のある人にあわせた数字なのか。

(部会長)

これは雇用率である。45.5人いると1人で2.2%ということ。

(金子委員)

法定雇用率は重度障害と精神障害でポイントが違っていて、重度障害の人が抜けると精神障害の人を採用するにあたってカウントの仕方が問題になる。

(部会長)

今後、色々な検討がされていくということか。

(鈴木委員)

そのようになる。

(阿部委員)

B型事業所については、県の工賃向上計画に目標数値があって、B型事業所の工賃の実績も報告するのでわかり易い。A型事業所は、福祉的要素と労働行政的要素の二つがかみ合って存在している。継続雇用であったり、あるいは、何年か後に就職になったりする。単純に賃金という形ではない数値目標が必要なのではないか。数字を追ってしまうと、例えば、最低賃金をクリアするのに時間給で見るのか、月額でみるのか。A型事業所は、短時間労働も問題になっているので、その点も踏まえて、指標を検討していただきたい。計画の中の文言を達成するための指標を検討していただきたい。

(部会長)

事業費が賃金に流れていない割合とかですかね。